

平成31年4月1日採用 有田川町職員採用試験

一般事務職・保育士・保健師・消防職

- 申し込み・問い合わせ 有田川町役場 総務課 (吉備庁舎3階)
(一般事務職・保育士・保健師) 〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018-4
TEL 0737-52-2111 FAX 0737-52-3210 <http://www.facebook.com/Aridagawa.Recrut>
- 申し込み・問い合わせ 有田川町消防本部 消防総務課 <http://www.town.aridagawa.lg.jp/>
(消防職) 〒643-0801 和歌山県有田郡有田川町大字庄1042
TEL 0737-52-5950 E-Mail fire119@town.aridagawa.lg.jp

有田川町では、新しい時代に向け、新しい魅力を持った個性ある町の創造を目指し「第2次長期総合計画」の基本理念・目標を実現するため、既成概念にとらわれない想像力豊かな職員を募集します。

いわゆる“公務員試験対策”は必要ありません。筆記試験はSPI3。町職員として有田川町のまちづくりに参画したい、個性とやる気のある皆さまをお待ちしています！

【有田川町が求める職員像】

一般事務職・保育士・保健師／アイデアを形にする職員・自ら考え行動できる職員・チームプレーができる職員
消防職／「住民の生命・身体・財産を守る」大切な任務を遂行するため、あらゆる消防事象に立ち向かう体力、勇気、使命感と誇りを持ち、規律と礼儀を重んじる誠実な職員

1. 職種および採用予定人員

職 種	試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
一 般 事 務 職	A (一般)	4人程度	町長部局または教育委員会などの事務
	B (高校新卒)	1人程度	
	身体障害者	1人程度	
保 育 士		2人程度	各町立保育所・子育て支援センターなどにおける保育業務
保 健 師		1人程度	町長部局または教育委員会などにおける保健業務
消 防 職		3人程度	消防本部および各消防署における消防業務

2-1. 受験資格 (一般事務職・保育士・保健師)

職 種	試験区分	受 験 資 格
一 般 事 務 職	A (一般)	昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
	B (高校新卒)	平成31年3月に高等学校を卒業見込みの人
	身体障害者	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、次の①～③のすべての要件を満たす人 ①身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受けている人 ②自力により通勤ができ、介助者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な人 ③活字印刷文による出題に筆記用具を用いて手書きで回答できる人および口頭による面接試験に対応できる人
保 育 士		昭和53年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人または平成31年3月卒業見込みで保育士の資格を取得見込みの人
保 健 師		昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人または平成31年3月卒業見込みで保健師の資格を取得見込みの人

2-2. 受験資格 (消防職)

受 験 資 格	
日本国籍を有し、平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人	
採 用 選 考 基 準	身 長 おおむね160cm以上
	胸 囲 身長のおおむね2分の1以上
	視 力 1. 矯正視力を含み、両眼で0.7以上、かつ一眼(裸眼)でそれぞれ0.3以上 2. 赤色、青色および黄色の色彩の識別ができること
	聴 力 正常であること
	肺 活 量 おおむね3,000cm ³ 以上
そ の 他	1. 体質が健全で四肢関節に障害などがなく、諸機能が正常であること 2. 精神機能および神経系統に異常がないこと / 3. 言語明瞭で十分発声かできること 4. 職務執行上、支障のある疾患のないこと
居 住 地	受験者の居住地は問いませんが、採用後は管轄区域内(有田川町)に居住することが必要です。